

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和6年3月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法等に基づき、児童手当・特例給付受給者(申請者)、配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報、口座情報及び年金加入情報等により資格審査を行い、児童手当・特例給付の受給認定、手当額決定及び資格消滅等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、認定の請求及び各種届出の受理においてマイナポータルサービス検索・電子申請機能を経由した申請情報の受信を行い、認定の請求及び各種届出の審査において住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給資格者からの認定の請求の受理(マイナポータルサービス検索・電子申請機能による受理を含む) 2 認定の請求に係る事実の審査 3 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 4 現況の届出の受理 5 現況の届出に係る事実の審査 6 各種届出の受理(マイナポータルサービス検索・電子申請機能による受理を含む) 7 各種届出の確認 8 各種届出の審査 9 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め
③システムの名称	児童手当システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータルサービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(※1)第9条第1項 ・番号法別表第一の81項 ・番号法別表第一主務省令(※2)第44条 <p>※1 番号法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の37、116、140項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の97、98項 ・番号法別表第二主務省令(※3)第40条、第40条の2 <p>※3 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子育て支援部子育て支援課手当・医療係 〒153-8573 目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

子育て支援部子育て支援課手当・医療係
電話番号(直通):03-5722-9162

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の係数か	平成27年8月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年8月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	これらの業務を行うに当たり、次の事務について特定個人情報を取り扱う。	これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。	事後	
平成29年1月6日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
平成29年7月18日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 唐牛 順一郎	子育て支援課長 篠崎 省三	事後	
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の係数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年7月18日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年8月1日	I 関連情報 5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 篠崎 省三	子育て支援課長	事後	
平成30年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月1日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	-	項目新設による追記	事後	
令和2年3月3日	評価書名	児童手当に関する事務	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の56の項	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(※1)第9条第1項 ・番号法別表第一の56項 ・番号法別表第一主務省令(※2)の該当事項 ※1 番号法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号並びに別表第二の26,30,74,75及び87の項	【情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 ・番号法別表第二の26、87、106項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 ・番号法別表第二の74、75項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 ※3 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	【○】委託しない	【 】委託しない	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	【 】	【十分である】	事後	
令和2年3月3日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 ・番号法別表第二の26、87、106項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7項 ・番号法別表第二の74、75項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 ※3 主務省令:行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二で定める事務を定める省令(平成26 年内閣府・総務省令第7号)”	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の26、87、106項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の74、75項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 ※3 主務省令:行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二で定める事務を定める省令(平成26 年内閣府・総務省令第7号)”	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法等に基づき、児童手当・特例給付受給者(申請者)、配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報及び年金加入情報等により資格審査を行い、児童手当・特例給付の受給認定、手当額決定及び資格消滅等を行う。	児童手当法等に基づき、児童手当・特例給付受給者(申請者)、配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報、口座情報及び年金加入情報等により資格審査を行い、児童手当・特例給付の受給認定、手当額決定及び資格消滅等を行う。	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	
令和4年12月16日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年12月16日 時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月16日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	IV リスク対策 8 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(※1)第9条第1項 ・番号法別表第一の56項 ・番号法別表第一主務省令(※2)の該当事項 ※1 番号法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法(※1)第9条第1項 ・番号法別表第一の56項 ・番号法別表第一主務省令(※2)第44条 ※1 番号法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の26、87、106項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当事項 【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の74、75項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当事項 ※3 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の26、30、87、106項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当事項 【情報照会の根拠】 <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の74、75項 ・番号法別表第二主務省令(※3)第40条、第40条の2 ※3 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法等に基づき、児童手当・特例給付受給者(申請者)、配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報、口座情報及び年金加入情報等により資格審査を行い、児童手当・特例給付の受給認定、手当額決定及び資格消滅等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 受給資格者からの認定の請求の受理 2 認定の請求に係る事実の審査 3 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 4 現況の届出の受理 5 現況の届出に係る事実の審査 6 各種届出の受理 7 各種届出の確認 8 各種届出の審査 9 官公署等に対する必要な資料の提供等の求め	児童手当法等に基づき、児童手当・特例給付受給者(申請者)、配偶者及び児童等における住民記録情報、税情報、口座情報及び年金加入情報等により資格審査を行い、児童手当・特例給付の受給認定、手当額決定及び資格消滅等を行う。これらの業務を行うに当たり、下記の事務について特定個人情報を取り扱うほか、認定の請求及び各種届出の受理においてマイナポータルサービス検索・電子申請機能を経由した申請情報の受診を行い、認定の請求及び各種届出の審査において住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。 1 受給資格者からの認定の請求の受理(マイナポータルサービス検索・電子申請機能による受理を含む) 2 認定の請求に係る事実の審査 3 受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 4 現況の届出の受理 5 現況の届出に係る事実の審査 6 各種届出の受理(マイナポータルサービス検索・電子申請機能による受理を含む) 7 各種届出の確認 8 各種届出の審査 9 官公署等に対する必要な資料の提供等の	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	児童手当システム、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能(予定)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータルサービス検索・電子申請機能	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法(※1)第9条第1項 ・番号法別表第一の56項 ・番号法別表第一主務省令(※2)第44条 ※1 番号法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	・番号法(※1)第9条第1項 ・番号法別表第一の81項 ・番号法別表第一主務省令(※2)第44条 ※1 番号法:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)以下同じ。 ※2 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の26、30、87、106項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の74、75項 ・番号法別表第二主務省令(※3)第40条、第40条の2 ※3 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の37、116、140項 ・番号法別表第二主務省令(※3)の該当条項 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8項 ・番号法別表第二の97、98項 ・番号法別表第二主務省令(※3)第40条、第40条の2 ※3 主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二で定める事務を定める省令(平成26年内閣府・総務省令第7号)	事後	